

解体を含む

建設工事で出る産業廃棄物は「元請業者」に処理責任があります！

- 元請業者が、建設工事から生ずる産業廃棄物の処理（収集運搬、処分※）を他人に委託する場合は、許可業者に委託しなければなりません。 ※処分には、再生を含む（自ら処理する場合は、廃棄物処理法の処理基準を守らなければなりません。）
- 元請業者が、自らの排出事業者責任を果たしておらず、下請負人が不適正な取扱いをしていた場合には、元請業者もその責任を負います。

【運搬・処分を許可業者に委託する場合】



元請業者がすべき確認事項

- 元請業者が下請業者に運搬を委託する場合、下請業者は産業廃棄物の収集運搬業の許可を、処分を委託する場合は、処分業の許可を有していますか。
- 元請業者と収集運搬業者、元請業者と処分業者それぞれで、産業廃棄物の委託契約を書面により行っていますか。
- 収集運搬業者・処分業者に対し、適正な処理費を負担していますか。
- マニフェストを元請業者自らが記載して交付していますか。

元請業者が上記の責任を果たしていなければ、罰則が適用される場合があります。

大阪府 環境農林水産部 循環型社会推進室 産業廃棄物指導課
電話：06-6210-9570(直通)

建設工事で出る産業廃棄物を持ち帰り、 元請業者が自ら保管する場合は、 届出が必要です！

解体を
含む

届出対象者

【廃棄物処理法】

- ・産業廃棄物の保管場所の面積が300m²以上

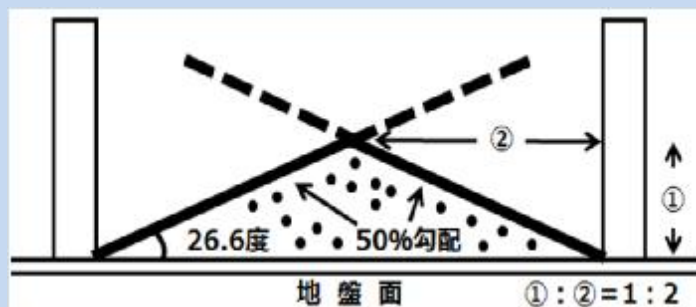
【大阪府循環型社会形成推進条例等】

- ・産業廃棄物を保管する敷地面積が300m²以上(大阪市内は200m²以上)

届出対象者が守るべき事項

保管基準の遵守

- 周囲に囲いを設けていますか。
- 廃棄物の飛散、流出、地下浸透、悪臭発散防止のための措置を取っていますか。
- 屋外で保管する場合、最大積み上げ高さを超過していませんか(右図)。



掲示板の設置

- 掲示板(60cm×60cm以上)を見やすい場所に設置していますか。

産業廃棄物の保管の場所に係る表示(参考例)

産業廃棄物の届出保管場所	
保管する産業廃棄物	種類
	最大保管高さ 数量
保管を行う事業場の所在地	
保管届出者	氏名又は名称
	住所
	代表者(法人の場合)
	責任者 連絡先
土地所有者	氏名又は名称
	住所
	代表者(法人の場合) 連絡先
大阪府知事への届出年月日	

帳簿の備付け

- 産業廃棄物の搬入・搬出・自ら処分の状況を記録していますか。

産業廃棄物の保管に係る帳簿(参考例)

日付	区分	産業廃棄物の発生場所 又は搬出先の氏名又は名称及び住所	運搬又は処分を 担当した者の氏名	自動車 登録番号	廃棄物 の種類	廃棄物 の数量	処分 方法	搬入・搬出・処分のある 日ごとの保管量	
								種類	数量
	入・出・処								
	入・出・処								
	入・出・処								
	入・出・処								
	入・出・処								

詳しくは、大阪府ホームページをご覧ください。

大阪府 自ら保管

検索

上記事項が守れていなければ、罰則が適用される場合があります。

大阪府 環境農林水産部 循環型社会推進室 産業廃棄物指導課

電話：06-6210-9570(直通)

※保管場所が大阪市、堺市、豊中市、高槻市、枚方市、東大阪市の場合は、各市に届出をしてください。
保管場所が上記以外の場合は、大阪府に届出をしてください。